

令和3年度第1回福岡市町界町名整理審議会 議事録

- 1 日時 令和3年10月4日（月） 14：00～14：40
- 2 場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 天神スカイホール ウェストルーム
- 3 出席者 (1) 委員 14（15）名（欠席 2名）
有馬委員（会長）、打越委員、古川委員、成瀬委員、綿貫委員、
中島委員（途中出席）、高原委員、井上委員、黒木委員、
永江委員、藤井委員、石内委員、角田委員、町田委員、下川委員
※福岡市町界町名整理審議会規則第8条の規定により、過半数の
出席であるため、会議開催成立。
(2) 事務局 4名
総務部長、区政課長、区政係長、区政係員1名
- 4 会長選出 福岡市町界町名整理審議会規則第7条に基づき、互選により有馬委員
を会長に選出。
- 5 議題 西区徳永・田尻地区の町界町名整理について

6 議事概要

- 会長： 事務局から町界町名整理案について説明をお願いします。
- 事務局： <資料に基づき町界町名整理案について説明>
- 会長： 事務局より説明があった町界町名変更（案）について、意見、質問があればお願いしたい。
- 委員： 小学校区はどうなるのか。
また、地元の要望なので、反対ではないが、町名が多いと感じる。
- 事務局： 小学校区については、9月の教育委員会会議において、令和5年4月開校予定の西都地区新設小学校（仮称）の通学区域の決定がなされている。細かいところで変わる部分もあるが、「西都一丁目」、「北原一丁目」の区域、新しい町名案の「北原二丁目」、「田尻東一丁目」、「田尻東四丁目」等の区域が、新しい小学校の通学区域になる予定である。
町界が変わることで、通学区域が変わるものではない。現在の区域・地番に基づいて細かく通学区域は設定されていると聞いている。
新町名が多いとのことだが、「田尻」というのが一番馴染んでいる名前なので、「田尻五丁目、六丁目、七丁目」という案も可能と地元で提案も行ったが、町内会でアンケート等もとられたうえで、これらの町名が地域からの要望というかたちであがってきた。新しい町名は、それぞれコミュニティごとの思いがある。

委員： 新設小学校区が新しい校区となるのか。資料P4の新設小学校建設予定地が西都第二小学校となるのか。

事務局： 新設小学校名は、本日、開校準備委員会があり、そこで決定すると聞いている。新設小学校名はまだ決定していないが、通学区域は、「西都一丁目」、「北原一丁目」の主な区域と、新しい町名案の「北原二丁目」、「田尻東一丁目」、「田尻東四丁目」等の一部の区域になると聞いている。町界で通学区域が分かれているわけではないので、細かいところはいくつかの例外があると聞いている。

委員： 答申後のスケジュールはどうなっているのか。

町界町名整理の周知はどのようにしていくのか。

事務局： 今後のスケジュールについては、審議会の答申を受けたあと、住居表示に関する法律に基づき、住居表示の実施地区について、(案)の公示を行うこととなる。30日間の縦覧期間を経て、ご意見がなければ、12月議会に他の9つの町とあわせて議案として上程し、議決をいただきたいと考えている。議決後については、具体的に住居表示の実施地域の実態調査を行い、街区符号等の決定を行ったうえで、来年夏頃、町界町名整理及び住居表示を実施したいと考えている。

地域への周知については、今回地域からの要望を受けるにあたって、代表の方にご説明し、地域において、アンケートをとる際に、町界町名整理及び住居表示が行われることは周知いただいている。福岡市としては、議決により決定した後に、住民等への周知を行うとともに、今後、様々な手続きを行っていただく必要があるため、地元説明会等を行う予定としている。

委員： 地図を見ると、該当地域のほとんどが市街化調整区域になっているが、住居表示されることで土地の使い方も変わっていくのか。建物の規制は今後どのようになるのか。

事務局： 町界町名整理や住居表示を行うことで、それぞれの土地の利用の用途が変更になるわけではないため、基本的には現在の用途のままである。今回の区画整理事業が行われている地域については、新しく戸建て、共同住宅、また大型店舗等が立地されると聞いている。大字田尻の大多数のところについては、田畑等の地域になっているので、このままの利用となると考えている。

委員： 先ほどの質問の続きになるが、小学校が新設されるということは、新しい小学校区ができると思う。先ほどの説明だと、「田尻東一丁目、二丁目、三丁目」のあたりの子どもが通うことになるが、ここに決まったわけではないという説明だった。新たに小学校区ができる場合は、しっかりと決めておいたほうがよいのではないかと。

事務局： 新設小学校の通学区域の設定については、令和3年9月に教育委員会会議でそれぞれ細かい区域の決定がなされている。細かい区域になるので、

全てを申し上げたわけではないが、現在の西都小学校の通学区域のうち、「西都一丁目」、「北原一丁目」と大字徳永 1048 番地 3、1048 番地 4、1049 番地 3 などを除く国道 202 号線以北の大字徳永というような形で、全て細かくどこの区域が新しい小学校区になると決定はされている。ただ、新町界案は新しい小学校区で明確に区切られてはおらず、同じ町でも通学する小学校が分かれる部分があるので、口頭での全ての説明は省略させていただいている。

委員： 今回町界町名整理が行われる地域は、現在、何世帯が住んでいるか。これから人が住んでいくのか。

事務局： 説明は省略したが、P 8 の資料⑦にそれぞれ新しい町名ごとの面積と世帯数を記載している。合計 1,168 世帯が対象区域の世帯数である。

委員： 現在、1,168 世帯住んでいるということでしょうか。これから住むということか。

事務局： 住民基本台帳法上、登録をされている世帯である。現在、住んでいる世帯数である。

会 長： その他質問、意見はないか。

委 員： <意見なし>

会 長： 意見もないようなので、諮問の案のとおり答申することとしてよろしいか。

委 員： <異議なし>

会 長： それでは異議がないということで、諮問の案のとおり答申することとする。答申の文面については、私と事務局に一任いただくこととしてよろしいか。

委 員： <異議なし>

— 閉 会 —